奈良県告示第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、和爾土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年七月六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

退任役員の役名、氏名及び住所

理事　清岡　庄三　天理市和爾町一一六九